

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

<目的>

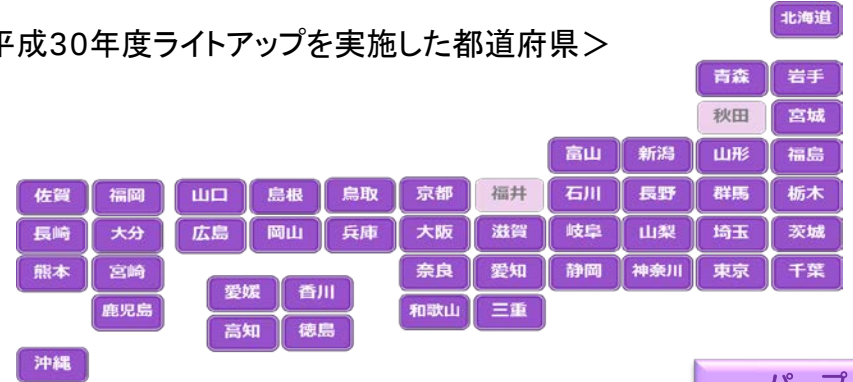
潜在化しやすい女性に対する暴力（配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等）の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

- <平成30年度の取組(主なもの)>
- 動画広告 (Facebook、Instagram等)
 - ポスター・リーフレットの配布、掲示
 - パープル・ライトアップ
※45都道府県160か所で実施
 - パープルリボン贈呈式 (10月23日実施)
 - テレビ、新聞、インターネットによる広報
 - 全閣僚等のパープルリボン着用
※閣僚懇談会での発言あり(11月9日)

<動画広告>



<平成30年度ライトアップを実施した都道府県>



<平成30年度ライトアップ写真>



パープル・ライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を!」というメッセージを送っています。



全閣僚等のパープルリボン着用
(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)

パープルリボン贈呈式
(ミス・インターナショナル
世界大会出場者によるパープルリボン着用)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年8月】

1. 検証対象

（1）死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例58例（65人）を対象とした。

区分	第15次報告			（参考）第14次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	50(23)	8(0)	58(23)	49(18)	18(2)	67(20)
人数	52(23)	13(0)	65(23)	49(18)	28(3)	77(21)

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数

（2）重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成29年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例7例（7人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第14次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)			H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

（1）事例の概要

- 【事例1】施設入所歴がある長男が、転居後に実母から頭部に衝撃を与える暴行を受け死亡した事例
- 【事例2】10代の実父母が予期しない妊娠の後に出産、遺棄し死亡させた事例
- 【事例3】要保護児童対策地域協議会の対象となっていた長女を、実父母が自宅に放置し死亡させた事例
- 【事例4】転居にあたり市区町村間で情報共有されていた実母が、次男に揺さぶり行為を行い死亡させた事例

（2）各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

①転居や里帰り等により居所が一定しない事案に対する支援（事例1、3）

- 広域的に複数の機関が連携した見守り体制を構築する
- 継続ケースについては、定期的なアセスメントを実施し情報を適切に把握する等、確実なケースの進行管理を行う
- 転入時の子育て世代に対する支援体制の整備を検討する
- 安否確認ができないこと自体をリスクが高いものとして認識する

③特定妊婦に対する対応（事例1～4）

- 自ら支援を求めない人へのアウトリーチを検討する
- 若年層の予期しない妊娠や妊娠前からの性に関する相談について、SNS等を活用した相談体制を整備する
- 特定妊婦として関わった情報や支援内容を、その後の子どもの支援にも活かす等、長期的な視野をもった支援を実施する
- 特定妊婦の危険度を明確にするアセスメントツールの統一と、要保護児童対策地域協議会と連携するシステムの構築を検討する
- 妊婦健診の未受診などリスクが高まる情報を共有する体制を検討する

⑤施設退所時の支援（事例1）

- 既存の援助マニュアル等を徹底する
- 職員に対する十分な研修やスーパーバイズを行う体制を整備する
- 要保護児童対策地域協議会の活用等、関係機関と連携した支援を実施する
- 継続支援中の状況にとらわれず、新たな虐待通告や家族構成の変化等があった場合は、状況が変化しているという観点をもって対応する

②家族全体を含めたアセスメント（事例2～4）

- 虐待への対応は家族全体の構造的問題への注意が必要であることを認識し家族全体のアセスメントを行うとともに、状況の変化をふまえた支援を行う
- 保護者の訴えのみに対応するのではなく、家族全体の状況をアセスメントしそれに対応した支援ができるよう働きかける
- 家族に対する支援は、複数の関係機関と情報共有や意見交換を行いながら包括的に行う
- DVと虐待の密接な関係を意識した対応を行う
- DV等の専門家から助言を受ける体制の整備を検討する

④虐待を発見する視点（事例1、2、4）

- 児童虐待防止法において、虐待の早期発見が期待されている機関に対して、虐待対応の基礎知識や責務について周知・啓発を徹底する
- 育児不安や育児疲労等によって生じる、保護者の子どもに対する衝動的な感情・行動をコントロールする方法について周知する
- 学校においては、被虐待児への対応とともに、若年妊娠の可能性について認識をもち、組織的な対応の在り方等を検討する

⑥支援者側の体制の充実（事例3）

- 支援困難事例に対してチームでかかわる体制を整備する
- 引継ぎルール of 明確化、市区町村も含め適切な支援を行うことができる体制を検討する

第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルー等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

【通し番号36】法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権相談・調査救済活動

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110



『子どもの人権110番』は、「いじめ」や体罰、虐待といった子どもを巡る様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、人権擁護委員と法務局職員が返信



子どもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

【具体的施策の例】

- ・専用相談ダイヤル「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等必要な支援を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和元年度は、令和元年8月29日（木）～同年9月4日（水）に実施予定）。



さらに、子どもの相談しやすい相談体制の整備に向けて、SNSを利用したLINEによる人権相談の試行を実施。

人権啓発活動

【具体的施策の例】

- ・「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布、DV防止や児童虐待防止をテーマとした啓発ビデオのYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関の専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」について

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810 [ゼロナナゼロのハートライン]

「女性の人権ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

[具体的施策の例]

- ・専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている(令和元年度は、令和元年11月18日(月)～同月24日(日)に実施予定)。

[女性を被害者とする主な救済措置の事例]



・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。



0570-070-810
8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

インターネットでも人権相談を受け付けています。

パソコン・スマートフォンで <http://www.jinken.go.jp/>

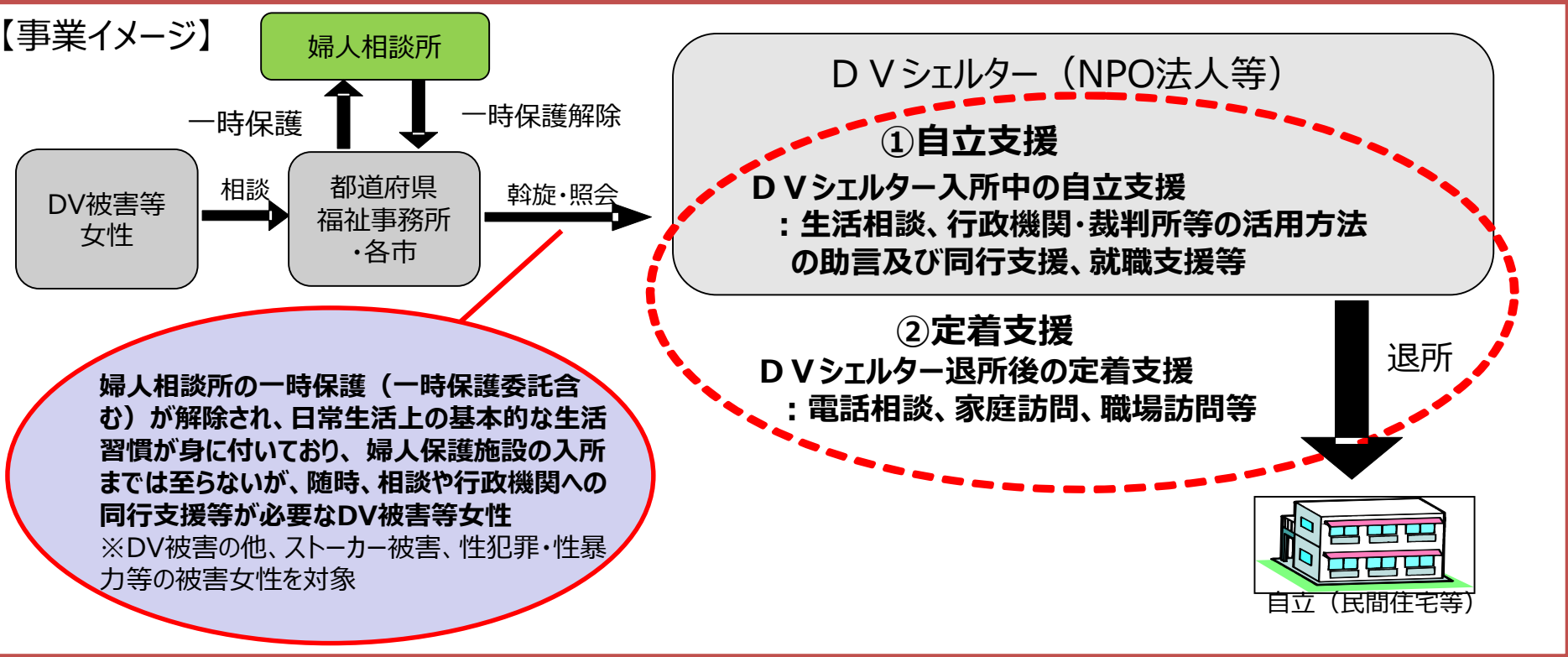
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施開始から5年が経過している当該事業を本格実施に移行させ、実施箇所数を増やし自立支援を促進する。(4か所 → 35か所)

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

【趣 旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

検討会スケジュール及び主な検討事項

1. 検討会スケジュール

- 第1回（平成30年7月30日）
 - ・座長の選任について
 - ・今後の進め方について
- 第5回（平成30年11月26日）
 - ・中間的な論点の整理（今後議論する論点について）
 - ※ 「通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである。」とされている。
- 第6回（平成31年2月27日）
 - ・運用面等における改善事項について検討開始
- 第7回（令和元年5月28日）
 - ・運用面における改善事項のとりまとめ（案）
- 第8回（令和元年8月30日）
 - ・これまでの議論の整理（たたき台）
- 9月末頃
 - ・議論のとりまとめ（案）

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

大谷 恭子	弁護士（アリエ法律事務所）
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
加茂 登志子	若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット理事
○新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
橘 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
田中 由美	大阪府福祉部子ども室家庭支援課長
仁藤 夢乃	一般社団法人Colabo代表
野坂 洋子	昭和女子大学人間社会学部助教
◎堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部教授
松岡 康弘	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
三木 明香	婦人相談所長全国連絡会議会長
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト理事
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁

売春防止活動・DV対策機能強化事業

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充等の内容

○ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄りて悩みを相談できる集いの場提供支援を新たに実施するとともに、民間団体への事業委託を可能とする。

○ 婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

これまで都道府県、婦人相談所を設置する指定都市までとしていた研修の実施主体について、婦人相談員を配置する市（特別区含む）まで拡大する。

○ 婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

婦人相談所にSNSを活用した相談窓口を開設するための準備費用、運用経費への補助を創設する。

○ 地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行に向けて、生活資金の自己管理に係る訓練や、見守り支援を行うための生活支援を新たに配置する。

○ DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

婦人相談所に「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童相談所、教育機関、要保護児童対策地域協議会等との連携強化を図る。

（事業の内容）

（１）売春防止活動推進等事業強化対策費

① 婦人保護啓発活動事業

婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての的確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。

② 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、退所者の来所等への対応、職場や住居へ訪問する方法により、相談、指導等の援助、集いの場提供支援を行う。

（２）配偶者からの暴力対策機能強化事業

① 休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、婦人保護事業経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

② 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関（福祉事務所、警察、病院、学校等）等との連絡会議やケース会議を開催し、連携強化を図る。

③ 婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を行う。（年3回）

④ 専門通訳者養成研修事業

人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

⑤ 法的対応機能強化事業

婦人相談所で、DV被害者等からの離婚問題、在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

⑥ 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

婦人相談所一時保護所において、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

⑦ 婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう相談支援体制の充実を図る。

⑧ 地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。

⑨ DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

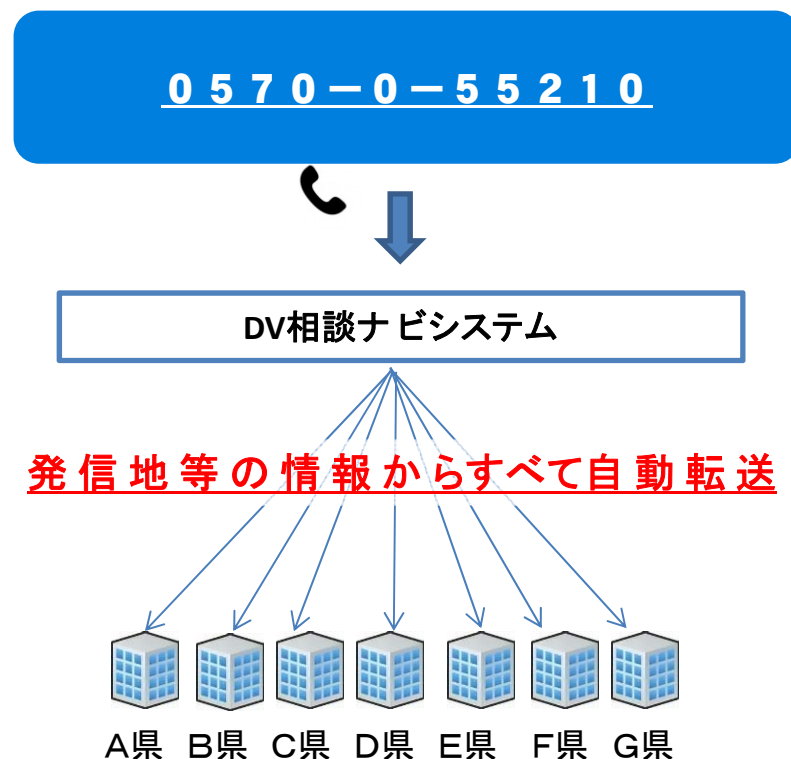
DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、婦人相談所に「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

DV被害者のための相談機関案内サービス

○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。



○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。



配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におたずねします。

相手となると、怖いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

- 発信場所から最寄りの相談窓口へ、あなたがかけた電話を自動転送します。
- 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS及びIP電話(一部のIP電話を除く。)からもつながります。

内閣府男女共同参画局

ここに でんわ



DV相談ナビ 0570-0-55210

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>